

防衛庁訓令第63号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条並びに自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第25条、第31条及び第36条の規定に基づき、幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令を次のように定める。

昭和33年7月23日

防衛庁長官 左 藤 義 詮

幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令

改正 昭和34年3月18日庁訓第7号
昭和34年3月18日庁訓第8号
昭和34年9月11日庁訓第52号
昭和34年11月18日庁訓第63号
昭和35年10月28日庁訓第52号
昭和36年2月20日庁訓第7号
昭和36年10月26日庁訓第67号
昭和37年3月16日庁訓第16号
昭和37年4月23日庁訓第29号
昭和40年4月13日庁訓第27号
昭和41年3月29日空自訓第3号
昭和41年7月1日庁訓第22号
昭和42年3月10日庁訓第2号
昭和42年6月7日庁訓第9号
昭和43年4月1日庁訓第14号
昭和43年6月27日庁訓第25号
昭和43年10月22日庁訓第39号
昭和44年12月17日庁訓第42号
昭和45年10月23日庁訓第38号
昭和47年3月30日庁訓第6号
昭和48年3月31日庁訓第16号
昭和49年4月11日庁訓第24号
昭和53年3月14日庁訓第5号
昭和55年10月31日庁訓第35号
昭和55年12月5日庁訓第40号
昭和59年6月30日庁訓第37号
昭和60年6月24日庁訓第30号
昭和61年2月28日庁訓第3号
平成4年11月19日庁訓第61号
平成6年2月18日庁訓第2号
平成8年2月29日庁訓第9号
平成9年3月28日庁訓第6号
平成12年4月10日庁訓第56号
平成13年11月2日庁訓第76号
平成15年12月19日庁訓第72号
平成18年3月27日庁訓第12号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成20年1月15日省訓第1号
平成21年7月17日省訓第44号
平成21年12月25日省訓第66号
平成22年6月30日省訓第29号
平成22年11月29日省訓第41号
平成23年10月13日省訓第37号
平成24年9月4日省訓第32号
平成28年3月28日省訓第18号
平成29年2月9日省訓第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、幹部自衛官の候補者（以下「幹部候補者」という。）たる自衛官の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(幹部候補者の種類)

第2条 幹部候補者は、一般幹部候補生、医科幹部候補生、歯科幹部候補生、薬剤科幹部候補生、看護科幹部候補生及び飛行幹部候補生の6種とする。

(年齢の範囲の特例)

第2条の2 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第25条第1項第2号の防衛大臣が定める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、同号の防衛大臣の定める年齢は、20歳とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した場合

(2) 外国における学校を卒業した場合で前号に相当すると認められる場合

(一般幹部候補生)

第3条 防衛大学校を卒業した者は、陸曹長、海曹長又は空曹長に任用し、一般幹部候補生を命ずる。

2 次の各号のいずれかに該当する日本の国籍を有する者で一般幹部候補生試験（大卒程度試験）に合格したものは、陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、一般幹部候補生を命ずる。

(1) 年齢22歳以上26歳（学校教育法に基づく大学院の修士課程若しくは専門職大学院の課程を修了した者又はこれに相当すると認められる者（次項及び第5項において「修士課程修了者等」という。）にあつては、28歳）未満の者

(2) 前条に規定する場合に該当する年齢20歳以上22歳未満の者

3 年齢20歳以上28歳未満の日本の国籍を有する者（修士課程修了者等に限る。）であつて、一般幹部候補生試験（院卒者試験）に合格したものは、陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、一般幹部候補生を命ずる。

4 次の各号のいずれかに該当する自衛官で一般幹部候補生試験（大卒程度試験）に合格した者は、現に陸曹長、海曹長又は空曹長の階級にある者にあつては当該階級において、その他の者にあつては陸曹長、海曹長又は空曹長に昇任させ、それぞれ一般幹部候補生を命ずる。

(1) 年齢22歳以上28歳未満の者

(2) 前条に規定する場合に該当する年齢20歳以上22歳未満の者

5 年齢20歳以上28歳未満の修士課程修了者等である自衛官で一般幹部候補生試験（院卒者試験）に合格した者は、現に陸曹長、海曹長又は空曹長の階級にある者にあつては当該階級において、その他の者にあつては陸曹長、海曹長又は空曹長に昇任させ、それぞれ一般幹部候補生を命ずる。

第4条 次の各号のいずれかに該当する年齢42歳未満の者で、人事評価の結果その他の事情を考慮した勤務成績が優良であり、かつ、部内選抜試験に合格したものは、第1号に該当する者についてはそれぞれ当該階級において、第2号から第4号までに該当する者（同号に該当する者にあつては、現に陸曹長、海曹長又は空曹長の階級にあるものを除く。）についてはそれぞれ陸曹長、海曹長又は空曹長に昇任させ、一般幹部候補生を命ずる。

(1) 陸曹長、海曹長又は空曹長たる自衛官

(2) 1等陸曹、1等海曹又は1等空曹たる自衛官

(3) 2等陸曹、2等海曹又は2等空曹に任用後1年を経過した自衛官

(4) 前各号に定めるもののほか、陸曹、海曹又は空曹に任用後4年（陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）が定める要件を満たす場合には、任用後1年）を経過した年齢25歳以上の自衛官

(医科幹部候補生)

第5条 防衛医科大学校医学教育部医学科を卒業した者は、陸曹長、海曹長又は空曹

長に任用し、医科幹部候補生を命ずる。

2 年齢20歳以上30歳未満の日本の国籍を有する者であつて、医科幹部候補生試験に合格し、かつ、医師国家試験に合格したものは、陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、医科幹部候補生を命ずる。

(歯科幹部候補生)

第6条 年齢20歳以上30歳未満の日本の国籍を有する者であつて、歯科幹部候補生試験に合格し、かつ、歯科医師国家試験に合格したものは、陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、歯科幹部候補生を命ずる。

(薬剤科幹部候補生)

第7条 年齢20歳以上28歳未満の日本の国籍を有する者であつて、薬剤科幹部候補生試験に合格し、かつ、薬剤師国家試験に合格したものは、陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、薬剤科幹部候補生を命ずる。

(看護科幹部候補生)

第7条の2 防衛医科大学校医学教育部看護学科を卒業した者(防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第16条第1項第2号に規定する教育訓練を修了したものに限り、)

は、陸曹長、海曹長又は空曹長に任用し、看護科幹部候補生を命ずる。

(飛行幹部候補生)

第7条の3 陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和38年陸上自衛隊訓令第10号)

第25条の2に規定する陸曹航空操縦課程を修了し、かつ、陸曹航空操縦学生を命ぜられた日から2年を経過した者は、現に1等陸曹の階級にある者にあつては当該階級において、2等陸曹の階級にある者にあつては1等陸曹に昇任させて、飛行幹部候補生を命ずる。

第8条 航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第28号)に規定する航空学生の課程において、海上自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和42年海上自衛隊訓令第4号)第11条第1項第2号に規定する航空学生課程を修了した者であつて、航空学生を命ぜられた日からおおむね2年を経過したもの又は航空自衛隊の教育訓練に関する訓令(昭和41年航空自衛隊訓令第3号)第22条に規定する航空学生課程を修了した者は、飛行幹部候補生を命ずる。

(任命権者)

第9条 幕僚長は、幹部候補者たる自衛官の任用、休職、復職、退職及び免職を行う。

ただし、その採用、免職及び行動時等(自衛隊法第6章に規定する行動中の期間その他防衛大臣が定める期間をいう。)における退職については、防衛大臣の承認を受けなければならない。

2 幹部候補者たることの命免は、防衛大臣の承認を得て当該幕僚長が行なう。

3 幹部候補者たる自衛官の補職、入校又は教育入隊(飛行幹部候補生たる自衛官の教育入隊を除く。)の発令は、当該幕僚長が行なう。

(試験)

第10条 試験は、次の各号に掲げる方法によって行う。

(1) 筆記試験

(2) 身体検査

(3) 口述試験

2 前項各号に掲げるもののほか、航空機の操縦を志望する者については適性検査を、一般幹部候補生として部内から選抜する者については術科試験をそれぞれ行なうものとする。

3 第1項第1号の筆記試験の種目及び出題分野は、別表のとおりとする。

4 防衛大臣は、試験につき必要があると認める場合は、指示を行なう。

(教育訓練)

第11条 幹部候補者たる自衛官は、別に定める教育訓練を受けるものとする。

2 幕僚長は、幹部候補者たる自衛官で同期の者とともに所定の教育訓練を修了することができないと認めるものがあるときは、その者に対し次期以降の幹部候補者たる自衛官とともに所定の教育訓練を受けさせることができる。

(幹部勤務)

第12条 幕僚長は、必要がある場合には、部隊等に勤務する幹部候補者たる自衛官(1等陸曹、1等海曹、1等空曹、2等海曹、2等空曹、3等海曹又は3等空曹たる飛行幹部候補生である者を除く。)に対し、幹部自衛官の実務を行うことを命ずること

ができる。

(昇任)

第13条 一般幹部候補生たる自衛官で一般幹部候補生を命ぜられた日からおおむね1年を経過し所定の教育訓練を修了したものは、一般幹部候補生試験(院卒者試験)に合格し一般幹部候補生を命ぜられた者にあつては2等陸尉、2等海尉又は2等空尉に、その他の者にあつては3等陸尉、3等海尉又は3等空尉に昇任させる。

2 医科幹部候補生たる自衛官で医師国家試験に合格し所定の教育訓練を修了したものは、2等陸尉、2等海尉又は2等空尉に昇任させる。ただし、医師国家試験に合格していなかつた者は、医科幹部候補生を命ぜられた日からおおむね1年を経過したときに3等陸尉、3等海尉又は3等空尉に昇任させる。

3 前項ただし書の規定の適用を受けた自衛官が当該階級において医師国家試験に合格したときは、2等陸尉、2等海尉又は2等空尉に昇任させる。

4 歯科幹部候補生たる自衛官で所定の教育訓練を修了したものは、2等陸尉、2等海尉又は2等空尉に昇任させる。

5 薬剤科幹部候補生たる自衛官で薬剤科幹部候補生を命ぜられた日からおおむね1年を経過し所定の教育訓練を修了したものは、2等陸尉、2等海尉又は2等空尉に昇任させる。

6 看護科幹部候補生たる自衛官で看護師国家試験に合格し所定の教育訓練を修了したものは、看護科幹部候補生を命ぜられた日からおおむね1年を経過したときに3等陸尉、3等海尉又は3等空尉に昇任させる。ただし、看護師国家試験に合格していなかつた者が、次回以降の看護師国家試験に合格した場合の昇任は、次期以降の看護科幹部候補生たる自衛官と同時に行うものとする。

7 飛行幹部候補生たる自衛官の昇任は、次の各号に定めるところによる。

(1) 陸上自衛官にあつては、飛行幹部候補生を命ぜられた日からおおむね1年の教育訓練を受け、かつ、陸曹航空操縦学生を命ぜられた日からおおむね3年を経過した際に陸曹長に昇任させ、陸曹長に昇任後おおむね1年を経過し、所定の教育訓練を修了した場合においては、陸曹航空操縦学生を命ぜられた日からおおむね4年を経過した際に3等陸尉に昇任させること。

(2) 海上自衛官又は航空自衛官にあつては、3等海曹又は3等空曹に昇任後おおむね6月の教育訓練を受け、かつ、航空学生を命ぜられた日からおおむね2年7月を経過した際に2等海曹又は2等空曹に昇任させ、2等海曹又は2等空曹に昇任後おおむね1年の教育訓練を受け、かつ、航空学生を命ぜられた日からおおむね4年を経過した際に1等海曹又は1等空曹に昇任させ、1等海曹又は1等空曹に昇任後おおむね1年の教育訓練を受け、かつ、航空学生を命ぜられた日からおおむね5年を経過した際に海曹長又は空曹長に昇任させ、海曹長又は空曹長に昇任後おおむね1年を経過し、所定の教育訓練を修了した場合においては、航空学生を命ぜられた日からおおむね6年を経過した際に3等海尉又は3等空尉に昇任させること。

(幹部候補者を免ずる場合)

第14条 幹部候補者たる自衛官が次の各号のいずれかに該当する場合には、幹部候補者を免ずるものとする。

(1) 成績の不良又は心身の故障のため所定の教育訓練を修了する見込がないと認められる場合

(2) 幹部候補者としてふさわしくない行為があつた場合

(3) 前各号のほか、幹部候補者としてその職務に必要な適格性を欠く場合

(委任規定)

第15条 この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和33年7月23日から施行する。

2 第10条第1項の規定にかかわらず、当分の間、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条の3に規定する貸費学生のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる試験に合格したものとみなす。

(1) 理学又は工学を専攻した者(次号に掲げる者を除く。) 一般幹部候補生試験(大卒程度試験)

(2) 学校教育法に基づく大学院の修士課程において理学又は工学を専攻した者 一

般幹部候補生試験（院卒者試験）

(3) 医学を専攻した者 医科幹部候補生試験

(4) 歯学を専攻した者 歯科幹部候補生試験

附 則（昭和34年3月18日庁訓第7号）

この訓令は、昭和34年4月1日から施行し、第13条第2項から同条第4項までの改正にかかる部分は昭和33年12月1日から適用する。

附 則（昭和34年9月11日庁訓第52号）

この訓令は、昭和34年9月11日から施行する。

附 則（昭和34年11月18日庁訓第63号）

この訓令は、昭和34年11月18日から施行する。

附 則（昭和35年10月28日庁訓第52号）

この訓令は、昭和35年12月1日から施行する。

附 則（昭和36年2月20日庁訓第7号）

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

附 則（昭和36年10月26日庁訓第67号）

この訓令は、昭和36年11月1日から施行する。ただし、昭和36年度任用の幹部候補者たる自衛官に関しては、改正前の規定により任用等を行なうことができる。

附 則（昭和37年3月16日庁訓第16号）

この訓令は、昭和37年3月16日から施行する。

附 則（昭和37年4月23日庁訓第29号）

この訓令は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月13日庁訓第27号）

この訓令は、昭和40年4月13日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年3月29日空自訓第3号）（抄）

1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年7月1日庁訓第22号）

この訓令は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月10日庁訓第2号）

この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年6月7日庁訓第9号）

この訓令は、昭和42年6月7日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日庁訓第14号）

この訓令は、昭和43年4月2日から施行する。

附 則（昭和43年6月27日庁訓第25号）

この訓令は、昭和43年6月27日から施行する。

附 則（昭和43年10月22日庁訓第39号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和43年10月22日から施行する。

附 則（昭和44年12月17日庁訓第42号）（抄）

1 この訓令は、昭和44年12月17日から施行する。

2 この訓令施行の際現に操縦幹部候補生として任用されている者は、この訓令の規定による飛行幹部候補生として任用されたものとみなす。

附 則（昭和45年10月23日庁訓第38号）

この訓令は、昭和45年10月28日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日庁訓第6号）

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日庁訓第16号）

1 この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に航空学生である者の3等海曹又は2等空曹への昇任の時期及び飛行幹部候補生に命ずる時期については、なお従前の例によるものとする。

附 則（昭和49年4月11日庁訓第24号）

この訓令は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則（昭和53年3月14日庁訓第5号）

この訓令は、昭和53年3月14日から施行する。

附 則（昭和55年10月31日庁訓第35号）

この訓令は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月5日庁訓第40号）（抄）

1 この訓令は、昭和55年12月5日から施行する。

3 この訓令の施行の際現に1等陸曹、1等海曹又は1等空曹である飛行幹部候補生に対しては、改正後の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令第12条の規定にかかわらず、同条の規定する幹部自衛官の実務を行うことを命ずることができる。

4 この訓令の施行の際現に飛行幹部候補生である1等陸曹、1等海曹、1等空曹又は2等陸曹たる自衛官の昇任については、改正後の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令第13条第5項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年6月24日庁訓第30号）

1 この訓令は、昭和60年6月24日から施行する。

2 国家公務員法（昭和22年法律第120号）による昭和60年度国家公務員採用1種試験第1次試験に合格した者については、改正後の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令第10条の規定にかかわらず、その者の願により、昭和60年度一般幹部候補生試験及び技術幹部候補生試験の筆記試験を免除する。

附 則（昭和61年2月28日庁訓第3号）

1 この訓令は、昭和61年2月28日から施行する。

2 昭和60年度一般幹部候補生試験又は技術幹部候補生試験に合格した者の採用については、この訓令による改正後の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令第3条又は第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年11月19日庁訓第61号）

この訓令は、平成4年11月19日から施行する。

附 則（平成6年2月18日庁訓第2号）

この訓令は、平成6年2月18日から施行する。

附 則（平成8年2月29日庁訓第9号）

この訓令は、平成8年2月29日から施行する。

附 則（平成9年3月28日庁訓第6号）

1 この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日までにこの訓令による改正前の海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第4号）第14条に規定する航空学生基礎課程を修了した者で、当該課程を修了した日から施行日の前日までの間に引き続き海士長であった者については、この訓令による改正後の航空学生たる自衛官の任用等に関する訓令第5条第1項第3号及び幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令第8条の規定にかかわらず、施行日において3等海曹に昇任させ、飛行幹部候補生を命ずるものとする。

附 則（平成12年4月10日庁訓第56号）

この訓令は、平成12年4月10日から施行する。

附 則（平成13年11月2日庁訓第76号）

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則（平成15年12月19日庁訓第72号）

この訓令は、平成15年12月19日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年1月15日防衛省訓令第1号）

この訓令は、平成20年1月16日から施行する。

附 則（平成21年7月17日省訓第44号）

1 この訓令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号）の施行の日から施行する。

附 則（平成21年12月25日庁訓第66号）（抄）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日庁訓第29号）（抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月29日省訓第41号)

1 この訓令は、平成22年11月29日から施行する。

2 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第2条又は第3条の規定により薬剤師国家試験を受けることができる者が次に掲げる要件を満たす場合には、幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令等の一部を改正する訓令(平成23年防衛省訓令第37号)による改正後の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令第7条の規定にかかわらず、薬剤科幹部候補生試験を受けることができる。

(1) 年齢20歳以上25歳(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院において正規の薬学の課程を2年以上修め、薬学修士の学位を受けた者)であつては27歳未満であること。

(2) 日本国籍を有すること。

3 前項の規定の適用を受けた者のうち薬剤科幹部候補生試験に合格し、かつ、薬剤師国家試験に合格したものは、陸曹長、海曹長又は空曹長に採用し、薬剤科幹部候補生を命ずる。

4 前項の規定により薬剤科幹部候補生を命ぜられた者に係る昇任については、この訓令による改正前の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令第13条第4項の規定の例による。

附 則 (平成23年10月13日省訓第37号)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日(附則第3項において「施行日」という。)前にこの訓令による改正前の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令(以下この項において「旧訓令」という。)第5条第2項第2号に該当し医科幹部候補生を命ぜられた者又は旧訓令第6条第2号に該当し歯科幹部候補生を命ぜられた者については、なお従前の例により、それぞれ幕僚長が指定する施設において実地修練(医師法(昭和23年法律第201号)又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に基づく実地修練をいう。)を経なければならない。

3 施行日前に医科幹部候補生、歯科幹部候補生又は薬剤科幹部候補生を命ぜられた者(次項に規定する者を除く。)であつて、医師国家試験、歯科医師国家試験又は薬剤師国家試験に合格しないものに係る昇任については、この訓令による改正後の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この訓令による改正前の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令の一部を改正する訓令(以下この項において「旧一部改正訓令」という。)附則第2項の規定により薬剤科幹部候補生を命ぜられた者に係る昇任については、旧一部改正訓令附則第3項又は第4項の規定の例による。

附 則 (平成24年9月4日省訓第32号)(抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日(附則第5項において「施行日」という。)前に一般幹部候補生を命ぜられた者(この訓令による改正前の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令第3条第2項又は第3項の規定により一般幹部候補生を命ぜられた者に限る。附則第5項において同じ。)又は技術幹部候補生を命ぜられた者に係る任用等については、この訓令による改正後の幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月28日省訓第18号)

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

附 則 (平成29年2月9日省訓第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月8日省訓第38号)(抄)

(施行規則)

第1条 この訓令は、平成29年6月8日から施行する。

附 則 (令和2年8月28日省訓第53号)

この訓令は、令和4年12月10日から施行する。

附 則（令和5年6月30日省訓第61号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第10条関係）

試験の種類	筆記試験の種目	専門試験の出題分野	
一般幹部候補生試験（大卒程度試験）	一般教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）	多肢選択式	人文科学、社会科学及び理学・工学のうちから1科目選択
		記述式	心理学、教育学、英語、行政学、法律、経済、国際関係、社会、数学、物理、化学、情報工学、電気、電子、機械（造船を含む。）、土木、建築、航空工学及び海洋学・航海学のうちから1科目選択
一般幹部候補生試験（院卒者試験）	一般教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）	多肢選択式	人文科学、社会科学及び理学・工学のうちから1科目選択
		記述式	行政学、法律、国際関係、数学、物理、化学、情報工学、電気、電子、機械（造船を含む。）、土木、建築、航空工学及び海洋学・航海学のうちから1科目選択
医科幹部候補生試験	一般教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）	医学	
歯科幹部候補生試験	一般教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）	歯学	
薬剤科幹部候補生試験	一般教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）	薬学	